

第699号

平成31年2月12日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



規程の改正について

次の規程について添付の通り平成31年3月1日付で改正いたしますので、
公告します。

改正する規程 : 高額療養費支給手続規程

以 上

長瀬産業健康保険組合高額療養費支給手続規程

(目 的)

第1条 この規程は施行規則第109条、109条の2に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求書様式)

第2条 削除

(請求形式)

第3条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。

(支給時期)

第4条

月間の高額療養費は、毎月20日に支給する。

年間の高額療養費は、毎年1月に支給する。(ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。)

(支給方法)

第5条

高額療養費の支給は、事業主より届出された受領責任者宛て一括支払うものとする。

2. 前項の規定する受領責任者が、高額療養費の支払いを受けたときは、直ちに当該被保険者に支給を了し、組合へ報告するものとする。

月間の高額療養費は、銀行振込により支給する。

年間の高額療養費は、銀行振込により支給する。

附則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 この規程は施行規則第109条、109条の2に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規程は、高額療養費の支給を行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</p>
<p>第2条 削除</p>	<p>第2条 高額療養費の請求書の様式は別に定める。</p>
<p>第3条 <u>社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額又は七十歳以上一部負担金等世帯合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合、それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。</u></p>	<p>第3条 高額療養費は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該請求書を組合で受領したとき、また第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにそれぞれ被保険者より請求があったものとみなす。</p>
<p>第4条 <u>月間の高額療養費は、毎月20日に支給する。</u> <u>年間の高額療養費は、毎年1月に支給する。</u> <u>(ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。)</u></p>	<p>第4条 高額療養費は、請求の都度、支給する。</p>
<p>第5条 高額療養費の支給は、事業主より届出された受領責任者宛に一括支払うものとする。 2. 前項の規定する受領責任者が、高額療養費の支払いを受けたときは、直ちに当該被保険者に支給を了し、組合へ報告するものとする。 <u>月間の高額療養費の支給は銀行振込により支給する。</u> <u>年間の高額療養費の支給は銀行振込により支給する。</u></p>	<p>第5条 高額療養費の支給は、事業主より届出された受領責任者宛に一括支払うものとする。 2. 前項の規定する受領責任者が、高額療養費の支払いを受けたときは、直ちに当該被保険者に支給を了し、組合へ報告するものとする。</p>

平成31年3月1日から施行する。